

郵送による転出届(転出証明書の郵送請求)の方法

1. 住民異動届(転出・郵送請求用)に必要事項をご記入ください。

白紙等に必要事項を記入したもので構いません。

<必要事項>

- ・届出日(記入日)、届出人の住所・氏名、日中つながる電話番号
- ・異動日
- ・旧住所(いままでの住所)、旧世帯主氏名(いままでの世帯主氏名)
- ・新住所(これからの住所)、新世帯主氏名(これからの世帯主氏名)
- ・転出される全員の氏名、生年月日、性別、続柄
- ・世帯主が転出し、いままでの住所に残る人がいる場合は、新しい世帯主(15歳以上の方)の氏名

2. 必要書類を同封の上、住所登録のある市町村の住民登録係へ送付してください。

必要書類(同封するもの)

①住民異動届(転出・郵送請求用)

※連絡先(日中つながる電話番号)は必ずご記入ください。

届出に不備がある場合や、連絡事項がある場合にお電話します。

連絡が取れない場合、手続きが保留となる場合があります。

②返信用封筒

(1)宛先に届出人の氏名、住所を記入してください。

※新住所への送付を希望される場合は、

あらかじめ郵便局にて「転居届」のお手続きを済ませてください。

(2)切手を貼ってください。

通常84円分。速達を希望される場合は374円分。(84円+290円)

※郵送の日数と役場での処理日数が必要なため、日数に余裕を持って送付してください。

③本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、住民基本台帳カード等のコピー

※外国人住民の方を含む場合は、在留カード・特別永住者証明書のコピー

●特例による転出 (マイナンバーカード又は住民基本台帳カードによる転出)

転出される方の中に、1人でもマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合「特例による転出」が可能です。

「特例の転出」では、転出証明書を交付する代わりに、住民基本台帳ネットワークを通じて転出証明書情報を転入先市町村へ送信するため、紙の転出証明書は交付されません。

※転入届出時、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持参し、カードの暗証番号(数字4桁)を入力する必要があります。

特例による転出ができない場合

- 転出した日から14日以上経過している場合
- 廃止、有効期限切れ、紛失等による一時停止などにより、カードが利用できない場合

特例転入の際の注意事項

- 転入した日(新住所に住み始めた日)から14日を経過した場合や、転出予定日から30日を経過した場合は、特例転入をすることができません。この場合は、紙の転出証明書が必要になりますので、再度、郵送請求を行ってください。

3. 与那原町への送付先

〒901-1392

沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
与那原町 住民課

電話 :098-945-2072